

(用語の定義)

第1条 この特約約款において掲げる用語の定義は、日野市公契約条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）及び日野市公契約条例施行規則（平成30年規則第50号。以下「規則」という。）の例による。

(労働者等の賃金等)

第2条 対象契約の受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、日野市長（以下「市長」という。）が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

(台帳の作成及び報告)

第3条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(労働者等への周知)

第4条 受注者は、次に掲げる事項を対象契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) この条例の適用を受ける労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第11条の規定による申出をする場合の申出先

(不利益取扱いの禁止)

第5条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、当該労働者等に対して解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者の連帯責任)

第6条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は市の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第11条の申し出があったとき
- (2) 条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき

(是正措置等)

第8条 市長は、前条の報告及び調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられ

た場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、市長は、当該措置について、市長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(契約解除)

第9条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定による対象契約の解除により市に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長は、前条の規定により対象契約の解除をしたときは、違約金を徴収しなければならない。この場合において、別に添付する契約約款の規定を準用する。